

○国土交通省告示第九百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、避難上及び消火上支障がない周囲の部分を決のようニ定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

避難上及び消火上支障がない周囲の部分を決める件

第一 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 火災抑制等建築物 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に依じ、当該イからハまでに定める基準に適合する建築物をいう。

イ 次に掲げる基準に適合する建築物 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、特定火災時倒壊防止構造）とすること。

(1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに掲げる基準に適合すること。

(2) 令和元年国土交通省告示第百九十三号（以下「告示」という。）第一第一項第一号ロからへまで及びチに掲げる基準に適合すること。

(3) 当該建築物（階段室及び付室を除く。）を床面積の合計百平方メートル以内ごとに告示第

一第二項に規定する火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は第一第三項に規定する通常火災終了時間防火設備で建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画すること。ただし、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを受け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料とした部分にあつては、二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

(4) 階段室の出入口に付室を設けること。

(5) 外壁面及び屋根の軒裏の仕上げを準不燃材料ですること。

ロ 次に掲げる基準に適合する建築物 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、告示第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造）とするものと。

(1) イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 告示第一第一項第二号に掲げる基準に適合すること。

ハ 次のいずれかに掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除

く。 ) 主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

(1) 次に掲げる基準

(i) イ(1)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合すること。

(ii) 告示第一第一項第二号チ及びリ並びに第三号に掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準

(i) 地階を除く階数が二以下であること。

(ii) (1)に掲げる基準に適合すること。

(iii) 告示第一第一項第二号チ及びリ、第三号ロ並びに第四号ロに掲げる基準に適合すること。

(3) 次に掲げる基準

(i) 地階を除く階数が一であること。

(ii) (1)に掲げる基準に適合すること。

(iii) 告示第一第一項第三号ロに掲げる基準に適合すること。

二 特定火災時倒壊防止構造 次のイからへまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める基準に適合する構造をいう。

イ 耐力壁 告示第一第二項第一号（外壁にあつては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ロ 非耐力壁 告示第一第二項第二号（外壁にあつては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ハ 柱 告示第一第二項第三号に掲げる基準に適合すること。

ニ 床 告示第一第二項第四号に掲げる基準に適合すること。

ホ はり 告示第一第二項第五号に掲げる基準に適合すること。

ヘ 屋根の軒裏 告示第一第二項第六号ロに掲げる基準に適合すること。

第二 令第二百二十八条の二第一項に規定する避難上及び消火上支障がない周囲の部分は、次の各号のいずれかに掲げる部分とする。

一 建築物の周囲の部分のうち、避難及び通行の安全上支障がない公園、広場その他これらに類する空地（次に掲げるものに限る。）に接する部分（当該部分に垣、柵その他これらに類するものを設けていないものに限る。）

イ 当該建築物又はその敷地の所有者が所有するもの

ロ 当該建築物の敷地に接する部分について、避難及び通行の安全上支障がないよう維持保全が行われることが確認されたもの

二 火災抑制等建築物の周囲の部分のうち、当該建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部（当該建築物の外壁の開口部のうち、その開口面積が百平方センチメートル以下で、次のイからニまでに掲げる建築物の固有通常火災終了時間（告示第一第四項に掲げる式によつて計

算した時間をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める防火設備を設ける部分（特定外壁開口部以外の開口部を設ける部分を除く。）をいう。以下同じ。）を設ける部分に面する部分で、当該建築物の特定外壁開口部以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路の通行の用に供する部分以外の部分

イ 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項若しくは第六十一条第一項又は令第百八条の三第一号若しくは第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

ロ 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備

(1) イに定める防火設備

(2) 告示第一第十一項に規定する九十分間防火設備

ハ 六十分を超え、七十五分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備

(1) ロに定める防火設備

(2) 告示第一第十二項に規定する七十五分間防火設備

ニ 六十分以下である場合 次のいずれかに該当する防火設備

(1) ハに定める防火設備

(2) 特定防火設備

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。